

令和6年門審第39号

裁 決

貨物船A岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年4月19日02時00分半僅か過ぎ

大分港大在泊地

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 10,507トン

全長 166.90メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 15,345キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、最大搭載人員が旅客12人及び船員15人で、バウスラスター1基、スターンスラスター2基及び可変ピッチプロペラを装備する平成15年6月に進水した鋼製ロールオン・ロールオフ貨物船で、操舵室は船首端より約35メートル後方に位置し、同室前部中央に操舵スタンドを、その右舷側にレーダー2台及び電子海図情報表示装置を、左舷側に機関及び各スラスターそれぞれの遠隔操縦装置を備えたほか、操舵室の一部として窓に囲まれた左舷ウイングに舵、機関、各スラスターそれぞれの遠隔操縦装置及び電子海図システムが設置されていた。

#### (2) 大分港大在公共ふ頭公共岸壁の15岸壁

大分港大在泊地は、同港東部に位置し、東防波堤、中防波堤及び大在西地区中防波堤が築造されており、大在公共ふ頭公共岸壁（以下「大在岸壁」という。）の北東端に15岸壁が区画されていた。

#### (3) 着岸操船方法

a 受審人は、中防波堤通過後に大在岸壁に向けて東行し、同岸壁北方沖合で機関を中立運転としたのち左舷一杯とし、各スラスターを適宜使用して左回頭を続け、その後船首を北方に向けたまま船尾と大在岸壁との距離を40メートルほど保って東方に移動し、船尾が同岸壁の北東側先端を通過したのち、機関を後進として15岸壁に出船左舷着けで着岸していた。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか13人が乗り組み、シャーシ148台及び車両113台を搭載し、船首5.9メートル船尾6.5メートルの喫水をもって、令和6年4月18日17時40分福岡県博多港を発し、

大分港に向かった。

a 受審人は、翌19日01時40分頃中防波堤北方沖合2海里付近で昇橋し、01時42分入港部署を発令し、自身は左舷ウイングに移動して電子海図システムを作動させ、舵及び各スラスターそれぞれの遠隔操縦装置で操船に当たり、一等航海士、三等航海士及び次席三等航海士を船首配置に、二等航海士及び甲板手2人を船尾配置に、機関長を機関遠隔操縦装置で機関操作にそれぞれ当たらせて、減速を開始した。

a 受審人は、01時51分少し過ぎ大分港大在泊地中防波堤西灯台（以下「中防波堤西灯台」という。）から311度（真方位、以下同じ。）180メートルの地点で、中防波堤を通過して大在岸壁に向けて左回頭を開始し、01時54分僅か過ぎ中防波堤西灯台から169度550メートルの地点に達し、船首が130度を向き、速力が6.3ノット（対地速力、以下同じ。）となり、主機を中立運転としたのち左舵一杯とし、各スラスターを適宜使用して左回頭を続けた。

01時58分半僅か前 a 受審人は、中防波堤西灯台から146度810メートルの地点に至り、船首が032度を向き、速力が0.4ノットの後進行きあしとなったとき、船尾が大在岸壁まで30メートルとなり、その後同岸壁に向かって接近する状況となつたが、いつもより大在岸壁との距離が近いものの、同岸壁の北東端を無難に船尾が通過できるものと思い、船尾配置の二等航海士に大在岸壁との距離を適宜報告させるなど、船尾と同岸壁との距離の確認を十分に行わなかつたので、この状況に気付かなかつた。

a 受審人は、02時00分半僅か前二等航海士から大在岸壁に接近している旨の報告を受けて危険を感じ、直ちに主機を前進とし

たものの、及ばず、02時00分半僅か過ぎ中防波堤西灯台から149度970メートルの地点において、Aは、船首が352度を向き、1.0ノットの後進行きあしとなったとき、左舷船尾部が大在岸壁に衝突した。

当時、天候は曇りで風力4の北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、左舷船尾部に凹損等を、大在岸壁は上部コンクリートに破損を生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、夜間、大分港大在泊地において、15岸壁に出船左舷着けする際、船尾と大在岸壁との距離の確認が不十分で、同岸壁に向かったことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、大分港大在泊地において、15岸壁に出船左舷着けする場合、船尾が大在岸壁に衝突することのないよう、船尾配置の二等航海士に同岸壁との距離を適宜報告させるなど、船尾と大在岸壁との距離の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、いつもより同岸壁との距離が近いものの、大在岸壁の北東端を無難に船尾が通過できるものと思い、船尾と同岸壁との距離の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、船尾が大在岸壁に向かって接近する状況となつたことに気付かずに同岸壁との衝突を招き、船体及び大在岸壁に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年9月3日

門司地方海難審判所

審判官 関

昌 芳